

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 住環境
 施策番号: 19 - 01

1 施策の基本情報

施策名	19	住環境	展開方向	01	市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進めます。
主担当局	都市整備局		主担当課	企画管理課	
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組			
市長公約の該当有無	-				
局重点課題の該当有無	●	臨海部の活性化に係る各種施策の検討・実施			

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値	実績値					現時点での達成率	
		H23	H24	(H29)	H25	H26	H27	H28	H29		
① 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	↑	H23	82.8	%	83.3	69.4	**	**	**	**	0%
② 新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合	↑	H22	48.5	%	60	59.4	**	**	**	**	94.8%
③ 協働型事業・イベントへの参加者数(住宅・緑化)	↑	H24	31,566	人	37,000	30,482	**	**	**	**	0%
④ “あまがさき”に住もうネットのアクセス数	↑	H24	8,000	人	16,000	15,672	**	**	**	**	95.9%
⑤											

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

● 魅力ある住環境やまちなみを形成・維持し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける環境をつくっていくことが必要である。
 ● 子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られるなか、最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上など、快適に安心して住み続けることができるよう、住環境面からの取組が必要である。
 ● 身近な住環境を改善し、まちの魅力の向上を図るため、公園緑地や住宅等の既存ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住環境の整備が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●美しいまちなみの保存・活用 ●公園・住宅等の維持・整備・更新					
	区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.4%	20.4%	53.3%	16.8%	7.1%
	23年度	3.0%	20.3%	54.3%	16.6%	4.9%
重要度調査	25年度	第 9 位 / 20 位		5点満点中 4.47点(平均 4.39点)		
	23年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)					
<p>行政が取り組んでいくこと ■誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくり</p> <p>【都市景観の向上】 本市では、尼崎市都市美形成計画に基づき「誇りと愛着と活力のある美しいまち」の実現を目指すため、大規模建築物等の計画に対して景観法に基づく届出を求め、都市美誘導基準に基づいた誘導を行うとともに、特に景観上重要な幹線道路沿道等に敷地が一定長さ以上接するものについては、学識経験者等で構成する都市美アドバイザーチームから助言を行っている。また、都市美形成を推進していくためには、市民・事業者・行政が目標や意識を共有することが重要であることから、写真等で景観配慮事例をわかりやすく例示した公共施設の都市美形成ガイドライン(土木編)や建物用途別のガイドラインを順次作成し、PR・啓発しているところである。結果、今後こうした取組を積み重ねることにより、景観に配慮した建築事例が増加するとともに、将来、周辺の建築計画へ波及効果をもたらすことにより、本市の都市景観の向上につながる必要がある。</p>					
<p>主な事務事業</p> <p>都市美形成関係事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①③④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>●概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>
<p>行政が取り組んでいくこと ■市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくり</p> <p>【子育てファミリー世帯に対する住宅支援】 「子育てファミリー世帯住宅支援事業」については、平成23年度以降、特に住宅供給事業者等を通じたPRを積極的に行ってきた。結果、定住・転入促進の観点では、年々、申請者数は増加(H23:303件、H24:309件、H25:376件)し、市外からの申請者数(転入者)も増加(H23:42件、H24:56件、H25:74件)している。また、居住水準の向上の観点では、目標指標である「新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合」も、実績値(H25:59.4%)が、基準値(H22:48.5%)と比べ向上しているところである。しかしながら、平成25年度の「公開事業たな卸し」においても指摘されているように、約4割の申請者が住宅購入後に制度を知って申請している状況であり、有効的なインセンティブという面で課題があるところである。</p>					
<p>主な事務事業</p> <p>子育てファミリー世帯住宅支援事業 緑の啓発普及事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①②④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>●概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	<p>●幹線道路などの沿道店舗等については、住環境整備条例における緑地の面積基準を確保しているものの、店舗や広告物が見やすく、人や車の出入りがしやすいよう、沿道側に配置される緑地が少なく建物の裏側に設置する傾向がある。こうしたことから、視覚的に効果があり景観上有効な沿道やまちかどにおける緑化を促進し、景観に配慮したものとなるよう誘導方策のあり方を検討する。</p>
◆継続的・重点的に取り組む事項	<p>●平成26年度は、景観に配慮すべきポイントをわかりやすく示した屋外広告物ガイドラインを作成する予定である。平成27年度はこれを活用し、建築計画時の早い段階で、建物景観とあわせて屋外広告物のデザイン指導を行う。</p>
◆見直す・見直しを検討する事項	<p>●「子育てファミリー世帯住宅支援事業」については、過去の補助実績や「公開事業たな卸し」の結果等を勘案し、本補助制度が有効に機能しているのか効果検証を行うとともに、庁内関係課の連携のもと制度のあり方について検討していく。</p> <p>●緑化3事業について、事業目標を明確化し、より効果的、効率的な手法を取り入れる。また、従来の慣例にとらわれず、老若男女、幅広い市民が参画できる仕組みへの事業転換を検討する。</p>
◆継続的・重点的に取り組む事項	<p>●市民が交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくりについては、「すまいづくり支援・情報提供事業」においても、より一層の市民への事業関与を促していく。</p> <p>●本市緑化行政の一翼を担っている緑化公園協会において、新しい本市緑の基本計画等を踏まえ、環境・教育・健康など緑の持つ多面的な機能を活用した幅広い緑化事業の効果的・効率的な展開を促進する。</p>

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>●「新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合」に向上が見られるものの、「現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合」を向上させるに至っていない中、各取組の推進にあたっては、指標に対する有効性の観点から検証や見直しを行っていくほか、市民満足度を上げていくには時間を要することも踏まえ、中長期的な視点での取組も求められる。また、「市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める」という観点からの事業展開も必要となる。</p>	<p>●子育てファミリー世帯住宅支援事業については、①良質な住宅・住環境の形成、②学力向上の取組、③地域における安全・安心の確保、④新たなまちの魅力づくりを軸に、定住・転入促進策を総合的に再構築する中で、事業の見直しを図る。</p>
<p>●緑化関連事業については、平成25年度公開事業たな卸しでの指摘を踏まえ、事業の見直しを行ったところであるが、緑の基本計画に基づき、緑の満足度の向上に対する有効性の観点から、今後も引き続き効果検証に努める。</p>	<p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p>□重点化 ■継続取組</p>	

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 住環境
 施策番号: 19 - 02

1 施策の基本情報

施策名	19	住環境	展開方向	02	快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。
主担当局	都市整備局		主担当課	企画管理課	
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組			
市長公約の該当有無	●	省エネ・エコ設備への助成策(住宅全体の省エネ化を促進)			
局重点課題の該当有無	●	市営住宅における武庫3住宅建替事業の推進、インフラの長寿命化に向けた取り組み(道路・橋りょう・公園遊具)			

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
		H25	H26		H27	H28	H29			
① 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	↑	H23	82.8 %	83.3	69.4	**	**	**	**	0%
② 新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合	↑	H22	48.5 %	60	59.4	**	**	**	**	94.8%
③ 公園の維持管理に関する要望の処理件数	↓	H24	1270 件	1,016	1,169	**	**	**	**	39.8%
④										
⑤										

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●魅力ある住環境やまちなみを形成・維持し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていく環境をつくっていく必要がある。
 ●子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られるなか、最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上など、快適に安心して住み続けることができるよう、住環境面からの取組が必要である。
 ●公園緑地・市営住宅等の老朽化が進んでおり、耐震化の推進や維持管理経費の抑制等が課題となっている。
 ●身近な住環境を改善し、まちの魅力の向上を図るため、公園緑地や住宅等の既存ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住環境の整備が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	区分					
	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満	
●美しいまちなみの保存・活用 ●公園・住宅等の維持・整備・更新	満足度調査 25年度	2.4%	20.4%	53.3%	16.8%	7.1%
	調査 23年度	3.9%	20.3%	54.3%	16.6%	4.9%
重要度調査	25年度	第 9 位 / 20 位		5点満点中 4.47点(平均 4.39点)		
	23年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)					
<p>行政が取り組んでいくこと ■市民主体のルールづくりや規制・誘導による良好な住環境の継承</p> <p>【都市計画マスタープランに係る取組】 社会情勢や土地利用状況が変化している本市の現状を踏まえ、平成25年度に、都市計画に関する方針を示した「都市計画マスタープラン」の改定を行った。今後、本計画に基づき「総合計画」における「ありたいまち」の実現を都市計画の観点から支えていく「5つのめざすまちの姿」の実現のために、計画の段階から市民や事業者、行政が一体となって協働のまちづくりを推進していく必要がある。そのため、平成26年度からは「都市計画市民参画促進事業」により、同計画等をわかりやすくPRし、市民や事業者の参画を促す環境整備を行うことで、協働による計画の推進を図ることとしている。また、平成26年4月にJR塚口駅東地区地区計画を決定し、良好な都市環境の形成を誘導していくほか、尼崎市住環境整備条例に定める最低敷地面積については、平成25年1月の引上げに係る土地利用状況を把握し、見直しによる効果、影響などについて分析が必要がある。 大規模な開発事業に対しては、可能な限り早い段階で計画状況を把握し、良好な住環境の形成に向けた適切な誘導に努める。</p> <p>【緑の基本計画に係る取組】 緑の基本計画についても、「緑の将来像」を総合計画に示された4つの「ありたいまち」に即したものとし、緑の「質」の向上を目指す計画に改定する。なお、「緑を通じてまちの満足度を高める」ことを目標として取り組んでいくものであるが、市民、事業者、行政が協働して今ある緑をもつ機能を高め、まちづくりに活用する方法、緑を次世代に引継いでいく方法を考えることで、市民の満足度を高め、快適で暮らしやすい住環境を実現していく。また、策定した計画については、進捗状況を把握しながら、見直しの判断を行うこととしているが、社会情勢が大きく変化した場合など、必要と判断された場合は、適切な見直しを行っていく。</p> <p>主な事務事業: 都市計画マスタープラン改定事業 関連する目標指標: ①② 進捗: ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>					
<p>行政が取り組んでいくこと ■すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保</p> <p>【安全安心のまちづくり】 「市営住宅耐震診断事業」では、旧耐震基準に基づいて建設された高層の市営住宅の耐震診断を実施しており、H25年度までに全棟の耐震診断が完了した。その結果を踏まえ、建替や耐震改修を進めていく必要がある。 「耐震診断推進事業」では、新耐震基準施行(昭和56年)以前に着工された民間の住宅所有者の求めに応じ、市から耐震診断員を派遣し、簡易耐震診断を実施している。今後、民間の住宅の耐震化を更に促進させるためには、市民が防災対策を自らの取り組むべき問題として認識することが重要であり、その啓発及び知識の普及が課題となっている。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年に改正されたことに伴い、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の促進等が課題となっている。 また、周辺の住民に倒壊の恐れ等の悪影響を及ぼしている老朽空き家等については、所有者等に対する指導根拠等を明確にするための条例制定等、様々な課題解決に向け取り組んでいる。</p> <p>主な事務事業: 市営住宅耐震診断事業 耐震診断推進事業 関連する目標指標: ① 進捗: ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>					
<p>行政が取り組んでいくこと ■公園緑地・住宅等の維持・整備・更新</p> <p>【公園緑地の維持・整備・更新】 本市の公園の維持管理については、日々のパトロールや業務委託等により、安全で快適な空間を提供することに努めてきた。また、特定公園においては、指定管理者に包括的に業務委託を行い、利用者のニーズに合った自主事業やPRを行ってきた結果、有料公園施設の利用者数が、平成24年度の678,394人から平成25年度の739,425人に増加するなど、より効果的・効率的な管理運営が一定行っている。しかし、公園遊具をはじめ設置後年数が経ち老朽化が著しい施設の改修が必要となっており、大きな財政負担に対して、どれだけコストの平準化や軽減策を図れるかが課題となっている。</p> <p>【市営住宅の維持・整備・更新】 市営住宅の耐震性の確保については、老朽化が進んでいる武庫3住宅(時友、西昆陽、宮ノ北住宅)の建替に着手するとともに、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅の耐震診断を行ってきた。今後、入居者に配慮しながら、財政負担を考慮した建替や耐震改修を行っていく必要がある。</p> <p>主な事務事業: 公園維持管理事業 市営住宅建替事業 関連する目標指標: ①③ 進捗: ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>					

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	
◆継続的・重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> 「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」について、まずは、市民、事業者、行政が目指すまちの姿を共有すること、取り組みに対する適切な評価をするための基盤を作ることが必要であり、計画の周知や、進捗状況を点検・評価するための仕組みづくり等に取り組んでいく。加えて、市民・子ども向けの都市計画読本の作成や出前講座などを計画し、市民参画の取組を進める。
◆見直す・見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心のまちづくりのため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う耐震診断義務付け対象建築物に対する補助制度を創設する。 緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物の耐震診断の促進に向けた耐震改修促進計画の見直しに取り組んでいく。
◆継続的・重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> 民間の耐震診断については、市民自らの問題として取り組む必要があり、啓発及び知識の普及に努めていく。 耐震改修に加えて住宅の建替促進も耐震化に繋がることから、簡易耐震診断により倒壊する可能性がある判定された住宅の建替のための解体撤去に対する補助制度について検討していく。 『(仮称)尼崎市老朽危険空き家等の適正管理に関する条例』の施行に向けた執行体制の構築を行い、必要な施策を実施していく。
◆見直す・見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> 公園遊具については、長寿命化計画の策定と合わせ、計画的な更新を実施していく。 緑の基本計画の改定を受けて、長期未着手の都市計画公園・緑地について、個々にその必要性などを検証し、廃止も含めた見直しを行うとともに、存続するものについては、計画的かつ効率的な事業実施を図るため、整備プログラムを策定していく。
◆継続的・重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の建替や耐震改修については、耐震診断結果に基づいた長期計画を策定する。また、計画の策定にあたっては、公共施設マネジメント基本方針の趣旨を反映しつつ、実現可能な計画を策定する。なお、建替事業の実施にあたっては、PFI手法を活用して進める。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>「新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合」に向上が見られるものの、「現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合」を向上させるに至っていない中、各取組の推進にあたっては、指標に対する有効性の観点から検証や見直しを行っていくほか、市民満足度を上げていくには時間を要することも踏まえ、中長期的な視点での取組も求められる。</p> <p>・都市計画マスタープラン、緑の基本計画については、改訂を行った各計画に基づく取組を着実に進め、良好な住環境の形成を図るとともに、市民満足度を高めていく。</p> <p>・市営住宅の維持・整備・更新にあたっては、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトに掲げる将来負担目標や公共施設マネジメント基本方針との整合性を勘案し、より効果的・効率的な取組が必要である。</p> <p>・耐震改修を促進するための、解体撤去に対する補助制度については、その有効性等について引き続き検討が必要である。</p> <p>・空き家対策については、庁内検討会議等の状況を踏まえる中で、適切な体制構築に向けての検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	
総合評価	
□重点化	■継続取組